

会報 No.391 令和2年2月1日(土) 発行

めぐろ青色

発行：一般財団法人 めぐろ青色申告会 発行責任者：専務理事 藤重則夫
〒153-0061 東京都目黒区中目黒5-28-3 TEL:03 (3713) 1141代 FAX:03 (3713) 1185
HP:www.meguro-airo-forum.com

ネモフィラ
「めぐろ青色申告会の花」
としてこれから応援して
いきます

撮影：Y.F



令和 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 申告書 B

令和元年分 決算・個人サポート

予約は お済みですか？

令和元年分決算・個人サポートがスタートしています。

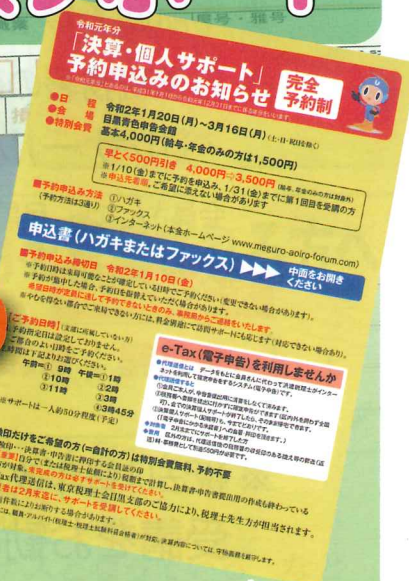
ご予約はお済みですか？

まだの方は 令和元年12月に配布した予約申し込みのお知らせ(イメージ右上)をご覧ください、(HPに掲載あり)

- ①ファックス (本4頁利用可)
 - ②インターネット (www.meguro-airo-forum.com)
- にてお早めにご予約ください。

e-Tax 代理送信をご希望の方は、東京税理士会目黒支部のご協力により、2月中にサポート受講終了の方が対象となります。

サポートには、職員・アルバイト(税理士・税理士試験科目合格者等)が対応。
決算内容については、守秘義務を厳守しておりますのでご安心ください。



2

2020/FEBRUARY

重要

マイナンバーについて

確定申告書や申請書等には、マイナンバーの記載が必要です!!
税務署へ提出の際「マイナンバーの記載(扶養親族分も含む)」
+「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要となります
のでご準備下さい

決算・個人サポート 「予約」がまだの方お待ちしています

歓迎です

お早めに

- ① 会でサポートを初めて受ける方。
- ② 以前にサポートを受けたけど、今年の予約がまだの方。

※ 本財団では 決算サポートをマンツーマンで受けられます。

※ 目黒税務署の確定申告期における確定申告会場は

ベルサール渋谷ファースト（渋谷区）となります。

会員さんなら、目黒青色申告会館でサポートが受けられるので、渋谷に行かなくても済みます。

完全予約制

●日程：令和2年1月20日(月)～3月11日(水) <土・日・祝を除く>
予備日3月12日(木)～3月16日(月)

※ 税法は毎年改正があります。正しい税額を算出するためにも受講をお勧めします。

重要！

令和2年分の所得税確定申告から青色申告特別控除額・基礎控除額が変わります
～改正点～

①個人の方の所得税：青色申告特別控除額 現行65万円⇒改正後55万円
基礎控除額 現行38万円⇒改正後48万円

②「(改正後)55万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

e-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円青色申告特別控除が受けられます

本財団では、東京税理士会目黒支部の税理士先生方のご協力によりe-Tax(代理送信)による申告(電子申告)を行っていますが、送信件数により希望者全員の送信を行えない場合があります

令和2年分について本人送信の場合は、マイナンバーカードなど(公的個人認証サービスに基づく電子証明)の取得が必要です。

※詳細は令和元年9月1日発行の会報「めぐろ青色」、「国税庁HP(www.nta.go.jp)」をご確認ください

● インフルエンザにかかっている方、咳をしている方、熱のある方は、ご来局をお控えください。

決算サポート期間中、本財団の駐車場は利用できません。

希望日に予約が集中した場合、予約日、予約時間を変更させていただくことがあります。ご了承ください。

●お気をつけください!

電話でのご質問は ご遠慮願います。

決算・個人サポート期間中、電話での税の質問はご遠慮願います。3月16日(月)まで、会員さんへのサポート中は職員が電話での質問に対応できません。疑問点は税務署のタックスアンサー等へお問い合わせいただくようお願いいたします。

●お昼休み(11時45分～12時45分)
事務局では上記の時間はお昼休みとなります。また12時45分から1時15分までは1時の予約受付対応のため、電話に出ることができません。
ご不便をお掛けいたしますが、ご理解ご協力の程、お願いいたします。

譲渡・交換 買い替えが あった方

税務署のベルサール渋谷ファーストの相談会場で「譲渡所得の内訳書」を作成の上、予約日にご来局ください。

※本財団では譲渡サポートは実施していません。

新築・改築が あった方

↓本財団で事前サポート
を受けていない方は↓

必要書類(特に工事内容がわかる見積書等)をもって、**2月中に受講してください。**
受講が複数回必要です。

注意!

65万円青色申告特別控除の適用を希望される方へ 貸借は一致していますか?

貸借対照表が一致していない場合は、ご自身で一致させてからサポートを受けてください。

総勘定元帳の ①現金残高が一日でもマイナスとなっている
②預金残高が通帳残高と違っている
③借入金残高が残高明細書と違っている
④各勘定科目の残高がマイナスとなっている など
限られた時間内にサポート員が一年分の帳簿を全てチェックするのは時間的に不可能です。

貸借対照表が不一致の状態をサポートを受講された場合は、10万円控除とさせていただきます。

***決算・個人サポート受講4回目になる方は特別会費を1,000円追加いたします。(住宅借入金控除、新築等別途10,000円特別会費対象者を除く)**



消費税個人サポート

注意!



令和元年分の申告より区分経理等の対応が必要です。
税率別に区分経理していない場合、消費税個人サポートが予約時間内に対応ができず再予約等となりますのでご注意ください。

◆税率別区分経理について

課税、非課税に区分した上で、課税となるものは旧税率8%、新税率10%、軽減税率8%に区分経理、集計します。消費税個人サポート時には、区分表に記載が必要です。

◆領収書・請求書発行時の注意

領収書(レシートを含む)や請求書を発行する際には、**適用税率と金額の記載が必要な場合があります。**

◆領収書受領時の注意

税区分別に金額が記載されているか確認し、不明な場合は先方へ問い合わせ確認してください。
補記できる部分もあります。

令和元年分決算・個人サポート ファックス予約申込書

予約日時 月 日 時

★階段移動が困難で、1階でのサポートを希望〈□する〉

会員 No.

会 員 名

住 所

電 話 ()

業 種

※この用紙に直接記入し、送信ください。

送信後は本人控えとして、予約当日に受付にご提出ください。

※送信ミスのないよう送信記録をご確認ください。

※希望日時が定員に達して、予約できないときのみ、事務局からご連絡いたします。

重要事項

適切なサポートのために必要です。必ずご記入ください。

1～15で該当する番号をすべて○印で囲んでください。〈 〉内は
いずれかを○で囲み、下線部には必要事項を書き込んでください。

1 下記2～15に該当しない

〈事前サポート受講 ↓〉

2 新規開業の方：平成31年 令和元年 月に開業した

(済 ・ 未)

3 建物を新築した

(済 ・ 未)

4 大きな修繕をした： 万円程度

(済 ・ 未)

5 土地・建物等を購入した

(済 ・ 未)

6 相続があった

(済 ・ 未)

7 車を購入（または買換）した

(済 ・ 未)

8 青色申告特別控除65万円の適用〈継続・初めて〉

(済 ・ 未)

※初めての方で事前サポートを受けていない方は、お手数ですが
ご自身で貸借対照表を一致させてからご来局ください。

9 土地・建物等を売却（または買換）した

※事前に作成済の「譲渡所得の内訳書」をお持ちください。

10 本財団に平成31年4月以降に入会した

11 平成31年3月以前からの会員で初めて受講する

12 特定口座以外の株式等の譲渡があった ⇒ 税務署にて、計算書を作成してきてください。

13 特定口座の株式等譲渡〈有・無〉

14 令和元年中に〈休業・廃業・事業主死亡〉した

15 同日に家族の方もサポートが必要な方 → 人分

※お名前、業種をご記入ください

お名前： 業種：